

農道原材料支給制度

～ 整備までの流れ ～

◇本制度は、以下のフローチャートに示す流れで行われます。

◇なお、本制度の利用にあたっては、各集落単位で、実行組合長(代表者)からの申請となります。

補修や改良を行う場合

(4月から受付を開始します。)

申請者：実行組合長
(※事前に集落内で、施工箇所を協議してください。)

◇土木建設課へ「農道原材料支給申請書」を提出してください。(様式第1号)
※随時、受付しています。

土木建設課：受付 ⇒ 現地調査を実施

◇支給要件を満たしていれば、申請者へ連絡

※土木建設課で「注文書」(見本1)を発行しますので、生コン業者等を決定しておいてください。

申請者：実行組合長
◇「注文書」を土木建設課で受け取ります。

集落側が業者へ直接発注する。(内容、施工日程の調整等)

[生コンで修繕する場合]
生コン業者4社 (協定済)

尙松尾建材 TEL0879-56-2336
高松レミコン(株) TEL087-847-5123
多和コンクリート(株) TEL0879-52-4567
株式会社石材土木 TEL087-871-3399

[その他の資材で修繕する場合]
資材支給業者

農 道 補 修
※原則、地元で施工をお願いします。

施工完了後、土木建設課へ「工事完了届」を提出(様式例)

土木建設課：受理 ⇒ 現地調査

適切な施工ができているかどうかを確認します。

土木建設課：生コン業者等からの請求を受け、支払い

舗装を行う場合

(5月中旬頃、役場から各集落へ案内文を送付します。)

申請者：実行組合長
(※事前に集落内で、施工箇所を協議してください。)

◇土木建設課へ「農道舗装希望申請書」を提出
※受付期限：6月末頃(様式第2号)

土木建設課：受付 ⇒ 現地調査を実施

◇支給要件を満たしていれば、「支給決定通知書」を送付
※7月末頃 ※予算の関係で打ち切られる場合があります。

※土木建設課で「注文書」(見本2)を発行しますので、生コン業者等を決定しておいてください。

申請者：実行組合長
◇「注文書」を土木建設課で受け取ります。

集落側が業者へ直接発注する。(内容、施工日の調整等)

[コンクリート舗装の場合]
生コン業者4社 (協定済)

尙松尾建材 TEL0879-56-2336
高松レミコン(株) TEL087-847-5123
多和コンクリート(株) TEL0879-52-4567
株式会社石材土木 TEL087-871-3399

[アスファルト舗装の場合]
オーバーレイ施工業者

※オーバーレイとは、既設舗装面の上から、新しくアスファルト舗装を施工する

農 道 舗 装
※原則、地元で施工をお願いします。
(但し、アスファルト舗装は業者施工となります。)

施工完了後、土木建設課へ「工事完了届」を提出(様式例)

土木建設課：受理 ⇒ 現地調査

適切な施工ができているかどうかを確認します。

土木建設課：生コン業者等からの請求を受け、支払い